

マオリの環境保護運動とマオリ・ポリティクス
— 想像上の生き物タニファをめぐる —
神山歩未 (名古屋大学大学院 文学研究科)

1. はじめに

近年、環境問題が世界的に認知されるにともない、環境思想に根ざしたかたちでの環境保護、資源管理の方法が模索されている (海上 2009)。1998年に行われた生物多様性条約第4回締約国会議では、先住民が伝統的に保持してきた生活様式、土地・資源の利用方法が、彼らを取り巻く自然環境に適合したものであり、彼らの知識等が生物の多様性及びエコシステムの保全に有効であるとの考えから、生物多様性条約に先住民の伝統的知識の利用に関する規定¹⁾を定めている。例えばオーストラリアでは、1999年に成立した「環境保護および生物多様性保全法 The Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999」により、国立公園等での土地資源管理に関して、環境保全のために先住民との協力を促し、また先住民の知識を活用することが定められている。一方、ニュージーランドの先住民マオリの間でも、自らを環境の保護者カイティアキとして位置づけ、環境保護や資源の管理を行なう意識がうまれている (深山 2005)。

ニュージーランドでは、1990年代頃から、伝説上の生物タニファに言及した権利申立てや、環境保護運動がみられるようになっていく。先住民を環境の保護者と位置づけるような動向は世界中で確認でき、先住民と環境運動の関係はますます深まりつつあるといえるが、その際に先住民側が採用する論理や、自らが主張する権利の正当性の根拠の求め方も多様化している。

本稿は、マオリがタニファに言及しながら推進する環境保護運動²⁾を報告する。タニファについて概観したのち、タニファの再登場と関連をもつと筆者が考える「1991年資源管理法」と、その法律制定に至った経緯を分析する。そのうえで、環境保護をめぐる訴訟や申立て時に取り上げられたタニファの事例を紹介し、マオリによる環境保護運動とマオリの権利獲得をめぐるマオリ・ポリティクスの関連について考察する。

2. 神話・伝承のなかのタニファとカイティアキ

タニファ *taniwha*とは、マオリ神話や伝承の中に登場する想像上の生き物で、海底や、

1) 該当する規定は「自国の国内法令に従い、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する原住民の社会及び地域社会の知識、工夫及び慣行を尊重し、保存し及び維持すること、そのような知識、工夫及び慣行を有する者の承認及び参加を得てそれらの一層 広い適用を促進すること並びにそれらの利用がもたらす利益の衡平な配分を奨励すること [生物多様性条約8条項]」である (United Nations 1992: 6)。

2) ニュージーランドの環境保護運動における「保護」は、「自然を守るために人間が手をたざさえる、といったガーディアンシップやスチュワードシップであると平松は指摘する (平松 1999: 120-121)。そのため本稿で言う「保護」とは、守っていくために人間が手をたざさえる「保全」を意味する。

洞窟、湖や谷底など水場に住むとされる (Best 1934: 50, Hiroa 1949: 306, Reed 2004: 181-189, Richard 2010: 49-53)。

伝えられるタニファの姿の多くは、長い尾と炎を連想させる光る目を持ち、巨大なトカゲや龍の姿をしているというものである。ニュージーランドに渡った最初の宣教師であるサミュエル・マースデン Samuel Marsden と同時期の宣教師の記録によると、タニファは、クジラほどの大きさの巨大な魚をさす。その他、クロコダイルであるとか、ウナギのような生き物であるとも記録されている (Taylor 2010: 49)。

神話の中でのタニファは、「人をさらう」、「人を喰う」など、人に害を及ぼす恐ろしい生き物として語られる (Reed 1999: 181)。その一方でタニファは、神聖な力を持つとも語られる。オーベル (1998) によると、タニファは特定の親族集団の守護者 guardian、または一族の祖先であると記述されている (Orbell 1998:16)。例えば、北島東部および北部のマオリには、それぞれの祖先がニュージーランドに来航した際、タニファがナビゲーターであり、カヌーの守護者であったという口頭伝承が存在する。また北島西部のワイカト地方では、タニファは当該地域の首長の祖先であると認識されており、それを伝える諺が存在している (Orbell 1998: 13, 30)。神話や伝承のなかに登場するタニファも、オーベルの言う特定の人々に関係するタニファも、「保護する」ないし「守ること」に関係しているようである。

加えて、タニファは、マオリが保護すべき対象としても位置づけられている。マオリ語で保護者や管理者を意味する「カイティアキ」の概念についてカファル (2000) は、「単なる保護や管理だけに留まらず精神的また物質的な保護や管理にまで及ぶ」と説明する。そして精神的な領域に関しては、親族集団の守り神やタニファ等として表現されると言及している (Kawharu 2000: 359)。

マオリの訴えを審議することに特化したワイタンギ審判所 Waitangi Tribunal に申請された申立てのひとつ、「ワイ262 [Wai262]」³⁾は、マオリの世界観を説明する際、環境、自然、更に霊的な存在さえも、すべてタオンガ *taonga* ⁴⁾であると定義付けたうえで、タオンガはカイティアキが管理し継承していくべきであるとしている。タニファもタオンガの一部であり、同時に環境の一端を担い、カイティアキ⁵⁾であるマオリが管理していくべきものであると主張している [Wai262]。

3) Wai262は、1991年に6つの部族の連名でワイタンギ審判所に申立てられた裁判で、「固有の植生と動物、文化的な知的所有権に関する訴訟 The Fauna and Flora and cultural intellectual property claim」と呼ばれている。訴訟は、現行のニュージーランドの法律や政府の政策に取り入れられているマオリの文化や伝統的知識に関して、誰が管理しているのかに関するもので、管理の範囲は、動植物や環境にまで及んでいる。

4) タオンガとは、マオリ語で宝物 treasure を意味する。有形・無形の貴重なもの、またはそれを所有すること」を表す言葉である (内藤 2000: 334)。

5) マオリ語のカイティアキは、委託者、保護、管理を意味するが、Wai262では、カイティアキを、タオンガの管理、保護、保存、使用、開発、継承の権利を持つ者と定義付けている [Wai262]。

3. 「1991年資源管理法」

3-1. 「1991年資源管理法」の概要

1840年に締結されたワイタンギ条約⁶⁾を法的根拠に、1970年代に入ると、マオリ文化の復興の熱が高揚した。その対応に迫られた政府は1975年に「ワイタンギ条約法 [Waitangi Tribunal Act 1975]」を制定し、「国王 (crown 実質的にはニュージーランド政府)」によるワイタンギ条約の不履行を審議することに特化したワイタンギ審判所を設立した (内藤 1997: 102-103, 深山 2003: 46)。しかし、当時のワイタンギ審判所の審議の範囲は、1975年以降に限られており、審判も、勧告のみで強制力を持たないものであった (内藤 1997: 103)。

1985年になると、ワイタンギ条約法が改正され、ワイタンギ審判所の審議の範囲が1840年のワイタンギ条約締結時まで拡大する。これにより、マオリが初めて法に則った手段を用いて、過去の不正を問いただすことが可能となったのである (内藤 1997: 103)。

これまでワイタンギ審判所に申立てされた件数は、2009年の時点で2034件であると報告されている⁷⁾。この申立てのうち、16件の申立てがタニファに関連したものであるが、そのうちの13件が1991年以降のものであることから、1990年代に入ってから、タニファがしきりに取り上げられていることが明白である。1990年代初めのニュージーランド国内の大きな変化と言え、**「1991年資源管理法 [Resource Management Act 1991 (RMA1991)]」⁸⁾が挙げられる。そのため「1991年資源管理法」が、タニファを読み解く一つの鍵になると考えられる。**

「1991年資源管理法」は、ニュージーランド初の統合的な環境法で、それまでの60余の環境関係の法律を撤廃・修正し、その他150の法律の修正をともなった一大立法事業である (平松 1999: 161)。この法の目的は、「人々と共同体の社会的、経済的、文化的な幸福、健康、安全をもたらす方法と程度において、自然資源および天然資源の使用、開発、保護について管理すること」と定めている [RMA1991: 5(2)]。マオリにとって重要になるのは6条 (e)、7条 (a)、8条である。まず、6条の (e) には「国家的重要事項」として、新たに「マオリ及び彼らの文化と伝統と、先祖伝来の土地、水域、場所、聖地、その他タオンガとの関係性」を加えている。また7条の (a) では、この法律のもとで管理を行なう人々はみな「カイティアキタンガ⁹⁾」を「特別に尊重しなくてはならない」と

6) 1840年にイギリス「国王」とマオリの間でかわされた3項からなる条約。この条約により、ニュージーランドはイギリスの統治下に置かれた。

7) ワイタンギ審判所 Waitangi tribunal のウェブサイトより [<http://www.waitangi-tribunal.govt.nz>]、(2012年10月31日閲覧)。

8) “Resource Management Act 1991” は New Zealand Legislation のウェブサイトで見ることができる [<http://www.legislation.govt.nz/act/public/1991/0069/66.0/DLM230265.html>]。

9) カイティアキタンガは、守る (guard, protect, to care for) という意味の接頭辞 *tiaki* と動作主体の *kai* が合わさった *kaitiaki* (守護者 guardian, 保護者 caretaker) に、状態を表す *tanga* が接続された語である。カイティアキタンガは、守っている状態 *circumstance of watching or guarding*、すなわち守ることを意味する (Kawharu 2005)。

定めている [RMA1991: 6(e), 7(a)]。加えて8条では、「ワイタンギ条約の原則を考慮に入れなくてはならない」と定めており、「1991年資源管理法」制定以前の環境に関する法律では、ほとんど言及されなかったマオリの世界観が、初めて法によって考慮に入れることが定められたのである [RMA1991: 8]。

3-2. 「1991年資源管理法」にいたる経緯

「1991年資源管理法」制定にいたるまで、環境保護やマオリをめぐるさまざまな法律が制定されたことは自明である。ニュージーランド国内において、環境保全に関心が寄せられる転機となったのは、ダム建設をめぐるマナポウリ湖 Lake Manapouri の保全活動であろう。マナポウリ湖の保全活動は、1959年にダム建設計画が発表されたことを機に開始された。マナポウリ湖の保全は、1972年の国政選挙の争点になった他、様々な環境団体が設立されるきっかけとなった (平松 1999: 35-36)。またマナポウリ湖の環境保全活動の後、ニュージーランド国内において環境に関する様々な法が制定されていった。例えば、イギリスにおける景観と文化遺産保護を目的に設立されたナショナルトラスト National Trust の影響を受けて制定された、「1977年クイーンエリザベスII ナショナルトラスト法 [Queen Elizabeth II National Trust Act 1977 (QEII1977)]¹⁰⁾」などがそれである。この法は、ニュージーランド国内初の、自然と文化的遺産の保護を定めた法律である。QEIIは、土地の所有者に景色、湿地、湖、森、海岸線、地質と文化的な遺産の保護を援助すると打ち出している [QEII1977]。

QEII制定と関わるマオリの抗議運動の一つとして挙げられるのがオークランド市 Auckland、オラケイ地区 Orakei に位置するバスティオンポイント Bastion Point をめぐる抗議運動である¹¹⁾。1886年、沿岸警備隊配置を理由に、「国王の名の下に」、マオリの土地であったバスティオンポイント、13エーカーが没収された。1941年に入り、沿岸警備隊配置が不必要になったため、バスティオンポイントがオークランド市議会 Auckland City Council に譲渡されることになった。土地の譲渡後、オークランド市議会は、土地の利用について、高級宅地開発を行い売却することを決定した。しかし、当該地域の部族のマオリは、当該地が彼らにとって漁業および農業上重要であると主張し、加えて、あたりを一望できるバスティオンポイントの景観保護を訴え、返還を求めた。1977年、マオリによってバスティオンポイントに簡易マラエ¹²⁾と仮設住宅が建設され、506日間にも及ぶ抗議の座り込みが行われたのである [Wai9-1987: 5]。

抗議活動を受け、1978年、バスティオンポイントの使用と管理に関して「移譲と使用

10) “Queen Elizabeth II National Trust Act 1977” は New Zealand Legislation のウェブサイトで見ることができる [http://www.legislation.govt.nz/act/public/1977/0102/latest/DLM8801.html]。

11) *The Knowledge Basket: Research Archives* 所収の “Orakei Block Act 1978” を参照 [http://legislation.knowledge-basket.co.nz/gpacts/public/text/1978/an/047.html] (2012年10月31日閲覧)。

12) マオリの集会場 meeting house。

法 [Vesting and Use Act 1978]」が制定された。そして、この法の下で、当該地域のマオリにバスティオンポイントの一部が返還されたほか、当該地域の利用に関わる協議に当該地域のマオリが参加できるようになった。この地をめぐるのは、後の1987年に「ワイ9 オラケイ訴訟」 [Wai9 Orakei Claim] としてワイタンギ審判所に申立てが受理されている。「ワイ9 オラケイ訴訟」には、マオリにとって景観が重要であることを主張したうえで、オークランド市議会によるバスティオンポイント開発計画がQEIIで定める自然と景観の保護を行っていないと明記している [Wai9-1987: 265]。

1983年には、マオリによる初の環境汚染に対する申立てがおきた。この申立ては、石油化学工場から排出される下水の垂れ流しによる、マオリの漁場水質の汚染を、ワイタンギ条約違反であると訴えたものである [Motuinui Case] (平松 1999: 34-36, Roberts et al 1995: 12)。申立てを受け、ワイタンギ審判所は、ワイタンギ条約第2条¹³⁾によって、マオリの権利は保証されるべきであるとしたうえで、漁場だけでなく、マオリの習慣および文化を優遇するべきであると発表した (Roberts他 1995: 12)。

1987年に入ると、ニュージーランド固有の生物多様性の保護と自然の保護に関して、新たに「1987年保全法 [Conservation Act 1987] ¹⁴⁾」が制定される。この保全法は、すべての種の保存と歴史的資源の保護を促進させることを射程におくと定めている [Conservation Act 1987: 17D(1)]。これまでに制定された自然保護や環境に関する法は他にも多数存在するが、この法により保全庁 Department of Conservation が設立されたことは、ニュージーランドにとって大きな変化であるといえる。保全法制定当時の政党である労働党は、ニュージーランド国内の自然や環境に関する総括した法の政策を公約として打ち出した。1987年に自由党に代わって当選すると、労働党は公約通りに総合的な環境に関する法の整備を行い、「1991年資源管理法」を制定したのである。

4. 「再登場」したタニファ

1990年以降、タニファは「再登場」し、ニュージーランド主流社会で取り上げられるようになった。以下、その具体的な事例を報告する。

事例1. ガファにおける地熱の利用に関する訴訟

1993年、ノースランド Northland、ガファ Ngawha において、当該地域のマオリが地熱資源の利用についてワイタンギ審判所に申立てた。この申立ては「ワイ304 地熱に関する訴訟 [Wai304 Geothermal Claim]」と呼ばれている。

13) ワイタンギ条約第2条のマオリ語版は、「イングランドの女王はニュージーランドの首長、準部族、および全国民が、自分たちの土地や村、およびすべての宝物に対する首長としての権限を無条件に行使することを保護することに同意する」とある (内藤 2000: 333)。

14) “Conservation Act 1987” は New Zealand Legislation のウェブサイトで見ることができる [http://www.legislation.govt.nz/act/public/1987/0065/latest/DLM103610.html]。

訴訟が起きた背景にあるのは、当該地域一帯の地熱資源を利用した電源開発計画である。この計画に対し、ガファのマオリとその支持者が開発の中止とガファ地域の返還を求めて申立てたのである。

訴訟当時、ガファ一帯の地熱や源泉は、政府もしくはマオリ以外の人々によって管理されていた。当該地域のマオリにとって、ガファは、タニファの生息地として神聖な場所であると認識されており、加えてガファの地熱はタニファによってもたらされたと伝えられていた [Wai304: 1.1.1]。

ガファ一帯の温泉地を当該地域のマオリらが共有管理していた際、彼らが自身をガファ一帯の温泉地の守護者であると位置づけていた。また、当該地域のマオリは、資源が割譲できるものであるという概念に意義をとらえ、ガファ一帯は、タカウエレ *Takauere* という名のタニファが尾で地を打ち付けたことからできたと主張し、ガファのいたる所に点在する温泉や熱資源は、一まとまりの資源であると訴えた [Wai304:1.1.3]。

ガファの地熱、源泉をめぐることは、これまでに幾度か訴訟が起きているが（例えば「ワイ123」や「ワイ153」）、タニファが言及されたのは「ワイ304」が初めてである。

申立ての結果、ガファ一帯の地熱と源泉は、ガファのマオリに返還されるにいたった¹⁵⁾。

事例2. ワイカトにおける高速道路建設に関する申立て

2002年、ワイカト地方 Waikato、メレメレ Meremere において、当該地域のマオリが、ニュージーランド交通局が計画していた高速道路建設予定地にタニファが生息していると主張し、交通局に申立てた。

問題になったのはワイカト川沿いの湿地帯で、訴えをおこしたマオリは、湿地帯には白ウナギのカルタヒ *Karutahi* という名のタニファが住んでおり、高速道路がカルタヒの生息地を分断すると主張した。訴えを起こしたマオリが当該地の植生の重要性について認識していたかは不明であるが、交通局が調査をした結果、湿地帯には、ニュージーランド固有の植生であるニュージーランドフサモが生息していることが明らかになった。ニュージーランド固有の植生は「1991年資源管理法」により保護対象になる。

結果、ニュージーランド交通局は、当該地域のマオリの訴えを受け入れるかたちで、高速道路建設予定地の路線変更を行った (NZ Herald 2002c)。

事例3 ガファにおける刑務所建設に関する反対運動

2002年、ノースランド、ガファにおいて、当該地域のマオリが、ノースランド地方議会 Northland Regional Council を相手に、刑務所建設をめぐる環境裁判所 Environment Court に申立てた。裁判所記録では、この訴訟が「1991年資源管理法」に

15) ワイタンギ審判所 Waitangi tribunal 所収の“Ngawha Geothermal Resource Report 1993”を参照。
[<http://www.waitangi-tribunal.govt.nz/reports/summary.asp?reportid={25C730E6-2C3B-47DC-933E-2549E11ACDA4}>]。(2012年10月31日閲覧)。

則り申請されたことを明記している。

刑務所建設は、1998年に政府によって発表された刑務所建設案で、ガファの他、3箇所が刑務所建設予定地として選出された。この建設予定地には、ガファ近郊のマオリが刑務所の誘致を申し出ていたが、政府は建設地をガファに決定した。

政府の決定を受け、当該地域のマオリらは、刑務所建設予定地が彼らにとって、ただ神聖であるだけでなく、人々を癒す「治癒の場 *healing place*」であると主張した。加えて、刑務所建設予定地は、タニファであるタカウエレ *Takauere* の通り道で、刑務所の建物がタニファの移動を妨げると言及したのである。そのため、刑務所建設予定地は、マオリにとって先祖の土地であることはもちろんのこと、伝統や文化、精神的にも物理的にも重要な環境資源の場であり、当該地域のマオリらがカイティアキとして保護、維持していくべきものであると訴えたのである¹⁶⁾。

申立てと同時に、およそ1年にも及ぶ刑務所建設反対運動が勃発した。刑務所建設予定地では、マラエに見立てたテントが張られ、署名活動、デモ行進や座り込みが続けられた。この反対運動により、地元のマオリの年長者7人が逮捕された。刑務所建設反対運動は、連日、新聞やニュースで取り上げられ、全国から反対運動参加者が訪れるなど、ニュージーランド全土の人々の関心を集めた。しかし環境裁判所では、訴訟内容がカイティアキに値しないと判断し、訴訟は却下され、刑務所が建設された (NZ Herald 2002a, 2002b)。

事例4. オークランドにおける鉄道路線に関する騒動

2011年6月、オークランドにおいて、26億円を投資し建設が予定されている鉄道路線に際し、マオリ法定協議会 *Maori Statutory Board* のグレン・ウィルコックス *Glenn Wilcox* が異議を唱えた。ウィルコックスは、建設予定地には、ホロティウ *Horotiu* という名のタニファが住んでおり、鉄道路線を建設することによって、タニファの住処を分断してしまうため、タニファの逆鱗にふれると警告した。また、荒ぶるタニファを鎮められるのは、地元のマオリだけであるとし、鉄道建設計画には、地元のマオリの見解を尊重すべきだと主張したのである (NZ Herald 2011)。

この議論は、ニュージーランド全土でさらに様々な議論を誘発した¹⁷⁾。この議論は、未だ解決していない。

16) New Zealand Legal Information Institute (NZLII) のウェブサイト *Court of Appeal of New Zealand* の “Friends & Community of Ngawha Inc v Minister of Corrections [2002] NZCA 322; (2003) 9 ELRNZ 67; [2003] NZRMA 272” を参照 [http://www.nzlii.org/cgi-bin/sinodisp/nz/cases/NZCA/2002/322.html?query=prison%20and%20ngawha%20and%202002] (2012年10月31日閲覧)。

17) Stuff.co.nz 2011年6月8日の記事 “Taniwha in the way of Auckland rail loop” [http://www.stuff.co.nz/national/5114496/Taniwha-in-the-way-of-Auckland-rail-loop] や、同サイト2011年6月10日の記事 “John Key: ‘I don’t believe in taniwhas’” [http://www.stuff.co.nz/auckland/5125859/John-Key-I-don-t-believe-in-taniwha] などを参照 (2012年10月31日閲覧)。

5. 考察

ここで報告した事例では、タニファの存在を、環境保護やマオリの権利主張を正当化し得る理由のひとつにあげている。筆者は、これは明らかに、マオリの世界観を考慮することを定めた「1991年資源管理法」を意識したものとする。権利を主張するマオリたちにとって重要なのは、タニファが実在するか否かということではない。タニファという、マオリの世界観の象徴が現に存在しており、それをマオリが重視しているということが重要なのである。

ここで報告した環境保護運動の中に、マオリの権利獲得をめぐるマオリ・ポリティクスが見てとれることは間違いのないであろう。2011年11月発行のマオリ雑誌『MANA Magazine』でも、「タニファが潜んでいる Taniwha is Lurking」との見出しで、タニファが環境保護運動と同時進行するマオリの権利主張を暗示している (Mana 102, 2011)。記事には、当該地域のマオリと環境保護団体が手を結び、海底油田探索の反対を訴える活動が行われていることが紹介されていたが、同時に、歴史的根拠を軸に、領海の権利がマオリにあることが記述されている。

ところで、守ることを意味する「カイティアキタンガ」は、マオリの親族集団にとって、広い範囲の資源管理に貢献する独特の権利を奨励する、もっとも有力な政治的な手段である (Kawharu 2000)。そして今、マオリは、環境も「文化」の一部であるというマオリの世界観を強く訴えるようになりつつある。ただし「1991年資源管理法」に明記されるカイティアキは、マオリの世界観として「特別に考慮する」とあるだけであり、これを保護することを周囲に強制したり、義務づけるような効力はない (平松 1999: 183)。すなわち、カイティアキに対して法は、具体的に何らかの資源に対する権利を保証しているわけではない。

そうすると、例えば事例2のように、ニュージーランド固有の植生の存在と保護の主張をするだけでは、マオリの権利の主張としては成立しないことになる。そこで、それに加えてタニファに言及することで、資源管理法に拠りつつ、文化的・精神的権利の観点からも主張を補強し、環境保護とマオリの権利主張の正当性をより強固なものにしようとしているのではないだろうか。タニファへの言及は、自然資源をマオリの文化資源の一部と捉え、マオリが保持・保護すべき対象であるという主張を可能にするものなのである。

6. むすび

マオリの環境保護運動は、「1991年資源管理法」を契機に、新たにタニファというマオリの世界観を用いながら、権利主張を正当化しようとしている。ここには、マオリ・ポリティクスの新しい展開がみえる。環境保護の名のもとに、ニュージーランドの主流社会に突如「再登場」したタニファは、マオリがこれまで、西洋的価値観や法を巧みに操作しながら自己の権利獲得のため闘ってきた営為の、新しい象徴的存在といつてよいだろう。マオリ神話の時代に崇敬され、その後、長い間眠っていたタニファは、先住民による文化の

復権運動と、現代世界で活発化しはじめた環境保護運動の接地点で、いま新たに息を吹き返したのである。

【引用文献】

Best, Elsdon

1982 *Maori Religion and Mythology Part2*, P. D. Hasselberg, Government Printer.

Hiroa, Te Rangi

1949 *The Coming of Maori*, Whitcombe and Tomb

Kawharu, Merata

2000 “Kaitiakitanga: Maori anthropological Perspective of the Maori socio-environmental ethic of recourse management”, *The Journal of Polynesian Society* Vol.104 No.4, 349-370

2002 “Outstanding Native Interests”, *Whenua*, Ed. MerataKawharu, Reed

Mana

2011 “A Taniwha Lurking”, *Mana*, 2011 (Issue 102), 22-25

Māori Law Review

2002 “Environment Court—Ngawha prison”, *Māori Law Review: A Monthly Review of Law Affecting Māori*, pp2, June 2002

NZ Herald

2002a “Taniwha rears head in Ngawha prison hearing”, *NZ Herald*, June 15, 2002

2002b “Ngawha Prison Opponents vow to battle on”, *NZ Herald*, June 21, 2002

2002c “Second home puts taniwha out of the way”, *NZ Herald*, November 9, 2002

2011 “Look out, taniwha on the Auckland rail track”, *NZ Herald*, June 9, 2011

Orbell, Margaret

1998 *A concise encyclopedia of Maori myth and legend*, Canterbury University Press

Reed, A.W.

2004 *Reed book of Maori Mythology*, Reed Publishing

Roberts, Mere, Waerete Norman, Nganeko Minhinnick, Del Wihongi, Carmen Kirkwood

1995 “Kaitiakitanga: Maori Perspectives on conservation”, *Pacific Conservation Biology* vol.2, 7-20

Taylor, Richard

2010 *Te Ika A Maori: or, New Zealand and Its Inhabitants, Illustrating The Origin, Manners, Customs, Mythology, Religion, Rites, Songs, Proverbs, Fables, and Language of the Natives*, Cambridge University Press

United Nations 1992

1992 *Convention on Biological Diversity 1992*, United Nations [<http://www.cbd.int/doc/legal/cbd-en.pdf>]

Waitangi Tribunal

1987 *Refort of The Waitangi Tribunal on the Orakei Claim(Wai-9)*, Waitangi Tribunal Wellington

1993 *Ngawha Geothermal Resource Report 1993*, Waitangi Tribunal Wellington

2006 *The flora and fauna and cultural intellectual property claim*, Waitangi Tribunal Wellington

海上知明

2009 「3. 環境思想の形成史」、池谷和信（編）『地球環境史からの問い——ヒトと自然の共生とはなにか』、328-345、岩波書店。

内藤暁子

1997 「二つの民族——マオリとパケハ」、青柳まちこ（編）『もっと知りたいニュージーランド』84-111、弘文堂。

2000 「未来への指針-再評価されたワイタンギ条約とマオリの戦略-」『国立民族博物館研究報告別冊』21、329-346。

平松敏

1999 『ニュージーランドの環境保護——「楽園」と「行革」を問う』信山社出版。

深山直子

2003 「ワイタンギ審判所に関する一考察——マオリの歴史が再構築される場」『日本ニュージーランド学会誌』10、45-54。

2009 「先住民運動とメディア 第1節：ニュージーランドにおける環境政策の改革」、吉岡政徳（監修）『オセアニア学』、403-413、京都大学学術出版。